

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月29日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町条例第 1 9 号

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2
年設楽町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を
「7,700円」に改める。

第 8 条中「7 円51銭」を「8 円38銭」に改める。

第11条中「525円 6 銭」を「586円88銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改
める。

附 則

この条例は令和 7 年10月 1 日から施行する。

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年設楽町条例第21号）新旧

対照表

改正後	改正前
（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払 手続） 第４条 設楽町は、候補者（前条の規定による届出 をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契 約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者 その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業 者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の 各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額 を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場 合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等 からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運 送事業者等に対し支払う。 (1) （略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場 合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 （以下「自動車借入れ契約」という。）であ る場合 当該選挙運動用自動車（同一の日に おいて自動車借入れ契約により２台以上の選 挙運動用自動車を使用される場合には、当該 候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用 自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運 動用自動車として使用された各日についてそ の使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16, 100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金 額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給 に関する契約（以下「燃料供給契約」という。） である場合 当該契約に基づき当該選挙運動 用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運 動用自動車（これに代わり使用される他の選 挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出	（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払 手続） 第４条 設楽町は、候補者（前条の規定による届出 をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契 約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者 その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業 者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の 各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額 を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場 合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等 からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運 送事業者等に対し支払う。 (1) （略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場 合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 （以下「自動車借入れ契約」という。）であ る場合 当該選挙運動用自動車（同一の日に おいて自動車借入れ契約により２台以上の選 挙運動用自動車を使用される場合には、当該 候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用 自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運 動用自動車として使用された各日についてそ の使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15, 800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金 額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給 に関する契約（以下「燃料供給契約」という。） である場合 当該契約に基づき当該選挙運動 用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運 動用自動車（これに代わり使用される他の選 挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出

に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 設楽町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 設楽町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 設楽町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 設楽町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。